

## V 生徒指導関係

### 1 生徒心得

より良い学校生活を送るため、長内校生徒として以下の事項について心がけること。

#### (1) 日常生活について

- ① 欠席・遅刻をする際は、原則として保護者から学校へ連絡をすること。
- ② 遅刻した場合は、「遅刻記録カード」に理由を記録し職員室に届出の上、教科担任へ提出すること。
- ③ 本校職員、来校者、生徒間での日常的な挨拶を心がけ、高校生活を通して社会性を育むこと。
- ④ 貴重品は鍵付きロッカーを活用し各自で責任を持って管理すること。
- ⑤ 校内の物品、設備等を安全に取り扱い、破損させた場合は速やかに申し出ること。

#### (2) 整容等について

- ① 登下校は私服を可とするが、周囲に不快感を与えない清潔感のある服装や身だしなみを心がけること。
- ② 進路活動や式典等において、特段の指示を受けた場合は、その指示に従い、場に応じた整容に改めるよう努めること。
- ③ 校舎内は土足禁止とし、上履きは運動靴とする。

#### (3) 交通安全等校外生活について

- ① 登下校時の事故防止に努め、安全に学校生活が送れるようにすること。
- ② 運転免許取得を希望する場合は、運転免許取得願を提出し、適正に手続きを行うこと。
- ③ 車両通学については学校から許可を得ること。無許可による運転免許取得、車両通学は懲戒処分となる。
- ④ 自転車通学は自転車用ヘルメットを着用し、道路交通法を遵守すること。
- ⑤ 遠距離又は長期間の旅行を計画する場合は、旅行届を提出すること。

#### (4) アルバイト等就業について

- ① 保護者の同意を得た指定の書式（労災保険適応確認記載済み）を提出すること。
- ② 労働契約内容若しくは労働条件通知を確認すること。
- ③ 懲戒処分期間中の就労はできないことを雇用主と確認すること。
- ④ パチンコ店等の遊技場や風俗営業店、酒類を主に提供する居酒屋等では就労しないこと。

#### (5) 各種届出について

次の事項に関する事柄については、事前に関係する職員に諸願・諸届を提出し、許可を得ること。

- ① 教務関係  
休学願 休学理由消滅届 復学願 転学（転籍、退学）願 各種変更届（住所・氏名・保証人）
- ② 進路関係  
別紙「進路の手引き」による
- ③ 生徒指導関係  
自転車通学届 免許取得願・取得届 車両通学願（自転車以外） アルバイト等就労届 破損届  
旅行届

(6) スマートフォン・タブレット等のインターネットに接続する端末使用について

- ① 校舎内に端末を持ち込む場合は、使用許可願を提出する。
- ② 授業や学校行事等において指示のある場合に限り、使用を認める。考査においては別途指示する。
- ③ 家庭やアルバイト等就労先と連絡をとる場合、休憩時間内での使用を認める。
- ④ 安全上、校舎内での歩きながら端末を操作・注視する行為や、両耳をイヤホンでふさぐことはしない。
- ⑤ 動画・音楽の大音量・音漏れなど、周囲の迷惑となるような使用はしない。
- ⑥ 誹謗中傷、個人情報流出、肖像権侵害、違法な写真・動画等の投稿等はしない。
- ⑦ 不適切な使用が発覚した場合は、保護者に連絡の上、登校時間中は職員室に預ける等使用を制限する。

## 2 生徒会会則

### 前文

我々久慈高等学校長内校生徒は、働き学ぶ建学の精神に基づき、自主性と創造性を育み、社会の良き構成者として成長し、世界の平和と人類の福祉の向上に貢献することを目的とする。

我々は、この目的を達成するために久慈高等学校長内校生徒会を組織し、生徒相互の親睦と向上を図り、良き伝統を築くために、生徒の意見を最大限に活かし、活力ある生徒会づくりに努めるものである。

### 第1章 総則

第1条 本会は、岩手県立久慈高等学校長内校生徒会と称する。

第2条 本会は、長内校生徒をもって組織し、長内校教職員を顧問とする。

第3条 本会は、前文の目的を達成するために、次の活動を行う。

- (1) 学校生活の充実と改善向上を図る活動
- (2) 生徒と諸活動との連絡調整に関する活動
- (3) 学校行事への協力に関する活動

第4条 本会の各機関の議決に基づく活動は、すべて校長の承認を得て実施する。

第5条 本会は、その目的達成のために次の機関を置く。

- |          |           |         |
|----------|-----------|---------|
| 1 生徒総会   | 2 執行部     | 3 校内委員会 |
| 4 ホームルーム | 5 運動部、文化部 |         |

### 第2章 生徒総会

第6条 生徒総会は、本会の最高意思決定機関であり、全校生徒をもって構成し、生徒会長が招集する。

第7条 生徒総会は、定期総会を毎年前期と後期に開催する。ただし、次の場合は、臨時に総会を開催することができる。

- (1) 全会員の3分の1以上の要求があった場合
- (2) 生徒会長が必要と認めた場合
- (3) 校長の要求があった場合

第8条 生徒総会は、次の事項に関し、審議、議決する。

- (1) 会則の決定並びに改正に関する事項
- (2) 予算の議決及び決算の承認に関する事項

(3) その他、前文の目的達成に必要な事項

第9条 緊急動議を議題にしようとするときには、総会出席者の3分の2以上の賛成を得なければならない。

第10条 総会に必要な定足数は、休学者及び長期欠席者を除く会員の3分の2以上とし、議決は総会出席者の過半数の賛成を得なければならない。

### 第3章 執行部

第11条 執行部は、本会の執行機関であり、生徒会会長1名、生徒会副会長2名、生徒会書記1名、生徒会議長1名をもって構成することを原則とするが、特別な事情の場合は、この限りではない

第12条 執行部は、次の活動を行う。

(1) 本会の目的達成に必要な企画立案及び実施

(2) 学校行事への協力に関する企画立案

第13条 執行部は立候補による選挙で選ばれる。

第14条 執行部の任期は、認証式より1年間とする。

第15条 執行部は、業務処理のため生徒会室に事務局を置く。

### 第4章 校内委員会

第16条 執行部は、補助執行機関として次の校内委員会を置く。

1 保健委員会                      2 図書委員会                      3 交通安全委員会

4 北斗祭実行委員会    5 「ばっけ」編集委員会

第17条 校内委員会は、各ホームルーム（クラス）から選出された委員によって構成し、各委員会は委員長1名、副委員長1名を互選する。

### 第5章 選挙管理委員会

第18条 本会の選挙に関する事務を行うために選挙管理委員会を置く。

第19条 選挙管理委員会は、各ホームルーム選出の選挙管理委員をもって構成し、生徒会会長、生徒会副会長の選挙を管理する。選挙規程は別に定める。

### 第6章 ホームルーム

第20条 ホームルームは、生徒会活動の基礎組織であり、担任の指導のもとに諸活動を行う。

第21条 ホームルームは、次の事項に関して、審議し、議決し、処理する。

(1) 総会の決定事項の運営に関する事項

(2) ホームルーム担任が提出する事項

(3) その他、ホームルームにおいて必要と認めた事項

第22条 ホームルームから次の委員を選出する

(1) ホームルーム委員 2名

(2) 選挙管理委員 2名

(3) 保健委員 2名

(4) 図書委員 2名

(5) 交通安全委員 2名

(6) 北斗祭実行委員 2名

(7) 「ばっけ」編集委員 2名

第23条 委員（ホームルーム委員を除く）が生徒会執行部となった場合は、委員を兼務できるものとする。

## 第7章 運動部、文化部

第24条 運動部、文化部は、自主的、創造的な活力ある学校生活を実現することを目的とする。本会会員は、その自由意思によってそれに属することができる。

第25条 運動部として次の部を置く。

- 1 陸上競技部
- 2 バスケットボール部
- 3 卓球部
- 4 バドミントン部

第26条 文化部を置く。

## 第8章 会計

第27条 本会の経費は、会費、その他の収入をもってこれにあてる。全会員は、会費を所定の期日までに納入するものとする。

第28条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第29条 本会の会費は、次のとおりとする。

会費 年間13,200円 (月額1,100円×12月)

なお、会費は他の学校諸納金とともに納入するものとする。会計についての細則は別に定める。

## 第9章 会則の改定

第30条 本会則は、生徒総会において、出席会員の3分の2以上の賛成を得て改正する。

### 附 則

本会則は、平成20年4月1日より施行する。

平成23年4月1日一部改正

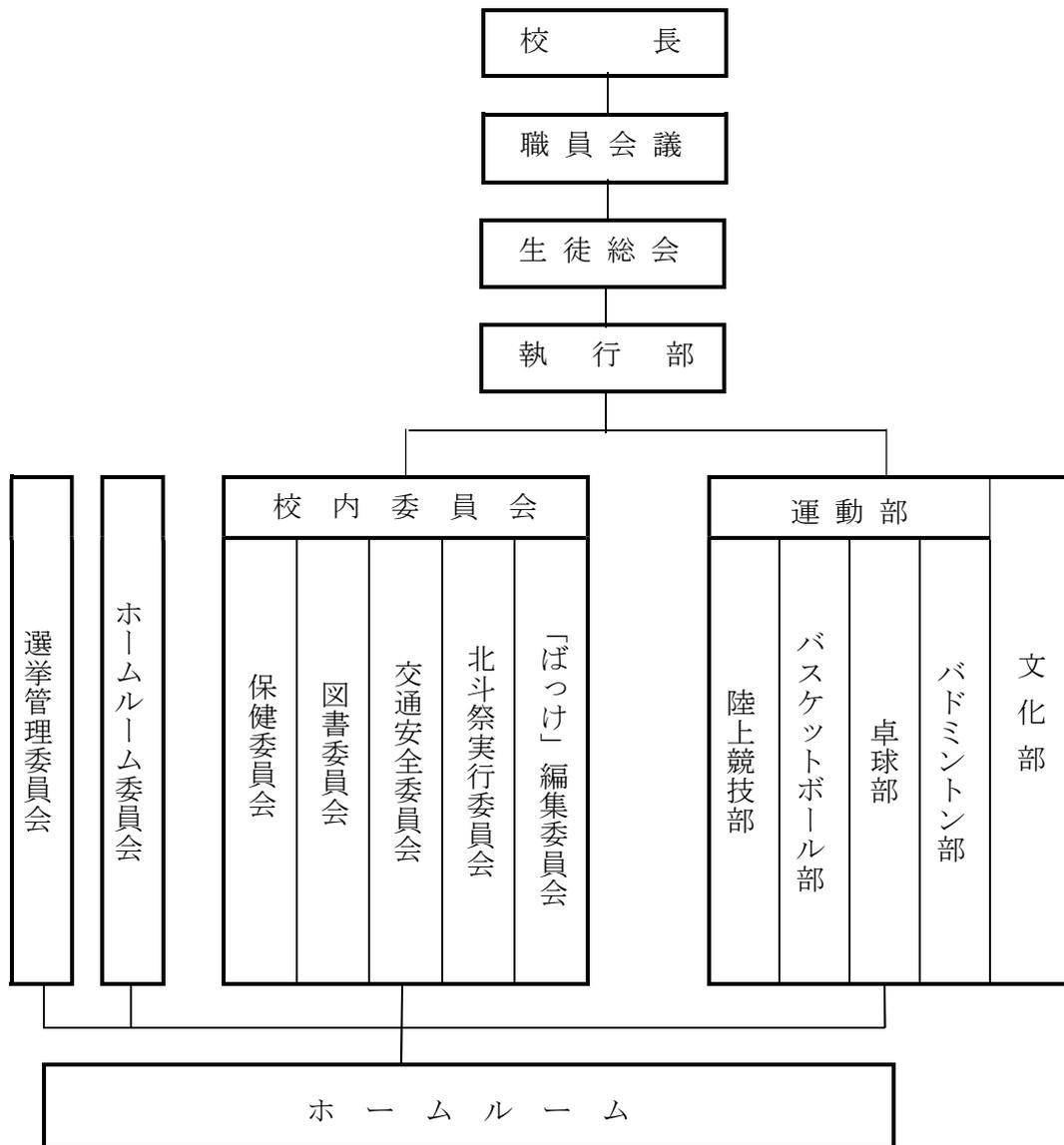
平成25年4月1日一部改正

平成27年4月1日一部改正

平成31年4月1日一部改正

令和5年4月1日一部改正

生徒会組織図



### 3 生徒会校内委員会細則

#### 第1章 保健委員会

第1条 本委員会は、校内の環境美化及び健康に関する活動を行う。

第2条 本委員会は、次の活動を行う。

- (1) 清掃の点検及び美化
- (2) 教室の採光、換気等の環境整備
- (3) 危険箇所、破損箇所の調査
- (4) その他健康保持に関すること

第3条 委員長1名、副委員長1名を互選する。

第4条 任期は、4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。

#### 第2章 図書委員会

第5条 本委員会は、本校図書館を学習に活用するための活動を行う。

第6条 本委員会は、次の活動を行う。

- (1) 図書の貸出、返却
- (2) 図書整理点検
- (3) 図書館利用に関する調査統計
- (4) 図書館に関する広報

第7条 委員長1名、副委員長1名を互選する。

第8条 任期は、4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。

#### 第3章 交通安全委員会

第13条 本委員会は、生徒の交通安全に関する校内活動を担当する。

第14条 本委員会は、次の活動を行う。

- (1) 校内生徒の自転車の点検
- (2) 交通安全意識の啓発に向けた活動
- (3) 交通安全活動に関する反省と改善に関すること
- (4) その他交通安全に関すること

第15条 委員長1名、副委員長1名を互選する。

第16条 任期は、4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。

#### 第4章 北斗祭実行委員会

第17条 本委員会は、生徒会行事である北斗祭に関する一切の活動を担当する。

第18条 本委員会は、次の活動を行う。

- (1) 北斗祭の企画立案及び運営
- (2) 北斗祭に関する連絡調整
- (3) 北斗祭に関する反省と改善に関すること
- (4) その他北斗祭に関すること

第19条 委員長1名、副委員長1名を互選する。

第20条 任期は、4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。

## 第5章 「ばっけ」編集委員会

第21条 本委員会は、長内校文集「ばっけ」の編集・発行に関する一切の活動を担当する。

第22条 本委員会は、次の活動を行う。

- (1) 「ばっけ」の編集に関する企画立案
- (2) 「ばっけ」の編集に関する資料収集
- (3) 「ばっけ」の発行及び配布
- (4) その他「ばっけ」に関すること

第23条 委員長1名、副委員長1名を互選する。

第24条 任期は、4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。

### 附則

本会則は、平成20年4月1日から施行する。

平成23年4月1日一部改正

平成31年4月1日一部改正

## 4 選挙規程

### 第1章 総則

- 第1条 本規程は、生徒会会長、生徒会副会長、生徒会書記、生徒会議長を公正に選出するための制度を確立し、運営することを目的とする。
- 第2条 本規程は、生徒会会則第15条に基づき、生徒会会長1名、生徒会副会長2名、生徒会書記1名、生徒会議長1名を原則として選出する。

### 第2章 選挙管理委員会

- 第3条 本委員会は、各ホームルームから2名ずつ選出された委員をもって構成される。委員長1名、副委員長1名を互選する。
- 第4条 本委員会は、選挙に際しての事務及び運営に関する一切の権限を有する。
- 第5条 本委員会の委員は、執行部及びホームルーム委員との兼任は認められない。ただし、特別な事情の場合は、この限りではない。
- 第6条 任期は、4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。

### 第3章 選挙権及び被選挙権

- 第7条 選挙権は、長内校入学と同時に得られる。
- 第8条 被選挙権は、長内校入学後及び転・編入学後2カ月を経ると得られる。

### 第4章 選挙期日

- 第9条 選挙管理委員会は、投票日を10日前に告示し、投票日の5日前に立候補の届出を締め切る。

### 第5章 立候補者

- 第10条 立候補者の資格は次のとおりとする。
- (1) 長内校の生徒で選挙規程第8条に規定する被選挙権を有すること。
  - (2) 会員の信頼が厚く、積極的に活動する者であること。
  - (3) 立候補者は責任者を立てることができる。ただし、選挙管理委員は、責任者を兼任できない。
- 第11条 立候補者の責任者は、所定の用紙に明記して選挙管理委員会に届け出る。
- 第12条 責任者は、立候補者の一切の責任を負う。

### 第6章 選挙運動

- 第13条 選挙運動は、立候補届出の日から選挙の前日までの期間に行うことができる。
- 第14条 選挙運動用ポスターはA4とし、候補者1名につき5枚以内とする。
- 第15条 ポスターは、選挙管理委員会及び生徒指導課の許可を得て掲示する。
- 第16条 選挙管理委員会は、立会演説会を少なくとも1回開かなければならない。
- 第17条 選挙管理委員は、選挙運動を行うことができない。

### 第7章 投票

- 第18条 投票用紙は、選挙管理委員会が作成する。
- 第19条 投票は、全生徒会会員の無記名連記で行い、1日で完了すること。
- 第20条 届出締切後、立候補者が定員と同数の場合は、信任投票とする。
- 第21条 選挙管理委員は、各ホームルームでの投票する場合の立会人とする。

## 第8章 開票

第22条 開票は、生徒会顧問が立会い、選挙管理委員会によって即日行われる。

第23条 選挙管理委員会は、開票後速やかにその結果を公示しなければならない。

## 第9章 当選者

第24条 生徒会会長立候補者の最上位得票が過半数に達しない場合は、上位2名による決選投票を行う。

第25条 決選投票は、開票日より3日以内に行う。

第26条 信任投票の場合は、有効投票の過半数を得て当選とする。

第27条 投票日より1ヵ月以内に、当選者の欠員及び失格が生じた場合は、次点繰り上げとする。

第28条 当選者は、校長の認証を要する。

## 第10章 補欠選挙

第29条 次の事項に該当する場合は補欠選挙を行う。

- (1) 立候補者が定員に満たない場合。
- (2) 信任投票日から1ヵ月以内に当選者の欠員及び失格が生じた場合。
- (3) 信任投票において、投票者数の2分の1以上の不信任があった場合。
- (4) リコール及び辞任が認められた場合。

## 第11章 推薦委員会

第30条 本委員会は、被選挙者たる適任者を推薦する。

第31条 本委員会の構成員は、各ホームルーム委員長とする。

第32条 本委員会は、立候補者が定員に満たないときに、選挙管理委員会が設置し、選挙終了後解散する。

## 第12章 異議申し立て及びリコール並びに辞任

第33条 選挙の効力に対して異議がある場合は、投票日から1ヵ月以内に選挙管理委員会に対して異議申し立てができる。

第34条 生徒会会長、生徒会副会長のリコールは、投票後1ヵ月を経過した後、全会員の3分の2以上の賛成を得て成立する。

第35条 生徒会会長、生徒会副会長の辞任は、全会員の3分の2以上の賛成を得て成立する。

## 第13章 改正

第36条 本規程の改正は、生徒総会で3分の2以上の賛成を必要とする。

## 附 則

本規程は、平成20年4月1日より施行する。

平成27年4月1日一部改正

平成31年4月1日一部改正

令和2年4月1日一部改正

## 5 運転免許取得等に関する規程

### 第1条（免許取得要件）

運転免許取得の許可を求める者が、原則として下記の要件をすべて満たしていること。

- ア 日常の性行が良好な者
- イ 未成年の場合は保護者の承諾を得た者
- ウ 授業料・諸経費等を滞納していない者

### 第2条（免許取得手続き）

- ① 自動車教習所等の入所申込前に、保護者連名の運転免許取得願を提出すること
- ② 運転免許取得後は速やかに運転免許取得届を提出すること

### 附 則

令和6年10月1日から施行する

## 6 車両通学に関する規程

### 第1条（車両による通学）

- ① 原動機付自転車、自動二輪車、普通自動車（以下「車両」）による通学は、原則として禁止する。
- ② ただし、やむを得ない理由で保護者から車両通学願が提出され、許可要件を満たしている場合は、原動機付自転車、普通自動車に限り車両通学を許可することができる。

### 第2条（許可要件）

- ① 車両による通学をすることで学業等の学校生活に問題が生じないこと。
- ② 使用距離は、最短6km以上であること。かつ、最長20km未満又は久慈市内であること。

### 第3条（通学許可）

- ① 車両通学を希望する保護者は来校し、生徒本人とともに通学許可を受けるものとする。
- ② 車両通学を許可する際は、車両通学に関する規程を確認し、事故等に対する保護者の責任を明確にする。

### 第4条（規則）

- ① 道路交通法を遵守するほか、校内で行う交通安全に係る指導等に必ず参加すること。
- ② 使用車両は、本人又は保護者名義の自賠責保険及び任意保険に加入していること。
- ③ 生徒間での車両の貸し借りをしないこと。
- ④ 保護者の同意が確認されていない者を乗車させないこと。
- ⑤ 構内では徐行し、登校後は所定の場所に駐車すること。
- ⑥ 事故の加害者及び被害者になったとき、交通違反をしたときは、速やかに学校へ申し出ること。

### 第5条（本規程に係る懲戒）

本規程に違反した場合は、懲戒を適用した指導の対象とする。

### 附 則

平成28年4月1日から施行する。

平成30年4月1日一部改訂

令和2年4月1日一部改正

令和6年10月1日一部改正

## 7 アルバイト等就労規程

### 第1条（就労時間）

- ① 労働基準法 61 条に従い、22時～5時の時間帯の就労はしないこと。
- ② 二十歳以降の者も、学業に影響する時間帯の就労は避けること。

### 第2条（就労場所）

- ① パチンコ店などの遊技場や酒類を主に提供する居酒屋等での就労を禁止する。

### 第3条（就労契約）

- ① 進路課の指導を受け、雇用主と労働契約若しくは労働条件通知を結ぶこと。
- ② 事故や災害の際は、労災保険適用を雇用主と確認すること。

### 第4条（就労手続き）

- ① 保護者の同意と担任の承認を得たアルバイト等就労届を提出すること。
- ② 労災保険適応の確認をアルバイト等就労届の下部欄に必ず記載し提出すること。
- ③ 就労をやめる場合は、速やかに担任に申し出ること。
- ④ 新たに就労を始める場合は、追加して届け出ること。

### 第5条（学校の懲戒処分への対応等）

- ① 懲戒処分による特別指導の期間中は、原則として就労は中断すること。
- ② 労働契約を結ぶ際は、懲戒処分への対応を雇用主に説明し、理解を得ること。

### 附 則

本規程は、平成31年4月1日より施行する。

令和6年10月1日一部改正

## 8 懲戒規程

第1条 この規程は、学則第12章第36条に規定する懲戒について、必要な事項を定めるものとする。

第2条 問題行動及び懲戒の種類は、次のとおりとする（問題行動が初回・単独の場合）

問題行動の内容	処分（太字）・指導（細字）	備考
重大な犯罪行為	<b>退学、停学</b>	
いじめ・暴力・傷害・威圧・脅迫・金銭強要・猥褻行為・性非行	<b>退学、停学、訓告</b> 、謹慎、説諭	
窃盗・万引き・占有離脱物横領	<b>停学</b> 、謹慎	
その他犯罪行為	<b>停学</b> 、謹慎	
無免許運転	<b>停学</b> 、謹慎	
無断免許取得	説諭	
交通違反（加害者の場合）	<b>退学、停学、訓告</b> 、謹慎、説諭	
その他の交通違反	謹慎、説諭	
飲酒・喫煙	謹慎	
深夜徘徊	<b>訓告</b> 、謹慎、説諭	
その他不良行為	<b>訓告</b> 、謹慎、説諭	
授業妨害・暴言・器物破損	<b>訓告</b> 、謹慎、説諭	
考査中の不正行為	謹慎、説諭	
その他本校の規則に違反する行為	内容により他の問題行動に準じて指導	

懲戒の種類	
退学処分	本校（当該学校）に在籍する権利を剥奪すること。
停学処分	一定期間学校の施設を使用させないこと。
訓告処分	過去の言動に注意を与え、反省を促すこと。
謹慎	問題行動の反省のために、保護者の理解を得て、授業への出席の自粛を求めること。
家庭謹慎	家庭において謹慎すること。
登校謹慎	登校の上、校内で謹慎すること。
説諭	問題行動を戒め、反省を促すこと。

第3条 懲戒は、問題行動の内容、障がい等心身の状況、過去の指導歴等を考慮して行うものとする

第4条 問題行動が複数に及ぶ場合や、過去に指導歴がある生徒が再び問題行動を起こした場合は、第2条の指導より厳しい指導をするものとする。

第5条 謹慎の期間は、問題行動の内容、生徒の反省状況等を考慮して定めるものとし、その期間のアルバイト等の就労は禁止するものとする。

第6条 謹慎に付された者に改悛の情が顕著と認められたときには、これを解除するものとする。

第7条 退学、停学及び訓告の処分は、指導要録に記載するものとする。

第8条 本表に掲げられていない問題行動が合った場合は、適宜協議して対応する。

### 附 則

平成26年4月1日より施行する。

平成30年4月1日一部改正